

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和6年3月22日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齡福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商工観光課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁
庶務議事課長	飯田	晴男
庶務議事課長補佐	宮田	修
庶務議事課主査	椎名	紗央里

## 令和6年第1回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

令和6年3月22日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 2. 議案第 8号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第 9号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第10号 牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第11号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第12号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第13号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第14号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第15号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第16号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第17号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第18号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について
- 日程第13. 議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第14. 議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15. 議案第21号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16. 議案第22号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17. 議案第23号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18. 議案第24号 令和6年度牛久市一般会計予算
- 日程第19. 議案第25号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第20. 議案第26号 令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第21. 議案第27号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第22. 議案第28号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23. 議案第29号 令和6年度牛久市下水道事業会計予算
- 日程第24. 議案第30号 市道路線の認定について
- 日程第25. 議案第31号 市道路線の路線変更について
- 日程第26. 議案第32号 市道路線の廃止について
- 日程第27. 議案第33号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 日程第28. 議案第34号 財産の無償譲渡について
- 日程第29. 議案第35号 牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第30. 議案第38号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31. 意見書案第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第32. 請願第1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 日程第33. 議案第39号 牛久市副市長の選任について
- 日程第34. 議員提出議案第1号 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第35. 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第36. 教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第37. 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第38. 閉会中の事務調査の件

午前10時05分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。これより本日の会議を開きます。

ここで、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第39号の1件、議員提出議案第1号の1件の追加提出がありましたので、サイドボックスに登載いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第7号ないし日程第29、議案第35号及び日程第30、議案第38号の30件、日程第31、意見書案第1号の1件並びに日程第32、請願第1号の1件を一括議題といたします。

○

議案第 7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第 8号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第15号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第16号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について

議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）

議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 23 号 令和 5 年度牛久市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和 6 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度牛久市下水道事業会計予算
- 議案第 30 号 市道路線の認定について
- 議案第 31 号 市道路線の路線変更について
- 議案第 32 号 市道路線の廃止について
- 議案第 33 号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
- 議案第 34 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 35 号 牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約について
- 議案第 38 号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 意見書案第 1 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出について
- 請願第 1 号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

○諸橋太一郎 議長 本件に関しましては、各常任委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務企画常任委員長。

令和 6 年 3 月 22 日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会  
委員長 杉 森 弘 之

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果

議案第7号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
議案第8号	牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第33号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について	原案可決
議案第38号	牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔総務企画常任委員長杉森弘之議員登壇〕

○杉森弘之 総務企画常任委員長 総務企画常任委員長として、令和6年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月8日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第7号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本件は、地方自治法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第8号は、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加えスマートフォンに記録された電子証明書をを用いた方法による発行ができるよう、所要の改正を行うものであります。

審査に当たり、委員からは、具体的な操作方法について質疑がなされ、市執行部からは、スマートフォンにマイナポータルアプリをダウンロードし、このソフトウェア上で生体認証やパスワード入力により本人認証を行った上で発行手続を行うことになるとの答弁がありました。また、委員からは、コンビニエンスストア等での証明書の発行について戸籍関係の証明書等へのサービス拡大について質疑がなされ、市執行部からは、本年3月1日から戸籍に関する証明書が本籍地以外の市町村においても取得することが可能になったことから、それらの運用状況も見た上で判断していきたいとの答弁がありました。

議案第18号は、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例についてであります。本件は、所期の目的を達成したことから、本条例を廃止するものであります。

議案第33号は、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてであります。本件は、龍ヶ崎市と牛久市との間で締結した公共施設の相互利用に関する協定について、龍



ケ崎市都市公園（森林公園）を相互利用の対象から削除するものであります。

審査に当たり、委員からは、協定の変更に係る市民への情報提供の方法について質疑がなされ、市執行部からは、もともと相互利用の対象でありかつ牛久市民の利用も多かったことを踏まえ、協定の変更について広報することはもちろん、当該施設の今後の運営について設置者からのお知らせ等について広く周知したいとの答弁がありました。

議案第38号は、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

審査に当たり、委員からは、本条例の改正に係る法律の改正の内容について質疑がなされ、市執行部からは、法律改正のポイントは複数あるが、本条例の改正に関するものとしてはマイナンバーの利用及び情報連携の促進を図るための改正であり、それを踏まえた条例改正であるとの答弁がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公共交通について及び迷惑防止条例についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続審査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、伊藤教育文化常任委員長。

令和6年3月22日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 伊藤 裕 一

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第10号	牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例について	原案可決

〔教育文化常任委員長伊藤裕一議員登壇〕

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和6年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月8日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第10号は、牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒について、令和6年4月分から給食費を無償とするために条例の改正をするものです。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第10号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、「学び合い変更の経緯ならびに今後の牛久市の教育について」を調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることの提案がされました。委員からは、大きな変更なので現場の声を聞くなど調査をするべきであるとの意見や、調査事項を明確にし、教育現場への介入と取られないよう教育委員会から示された方向性について慎重に取扱いをするべきであるとの意見がありました。本件については、全会一致により閉会中の継続調査をすることに決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、遠藤保健福祉常任委員長。

令和6年3月22日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 遠藤 憲子

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第11号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第14号	牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第34号	財産の無償譲渡について	原案可決
意見書案第1号	若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出について	原案可決

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和6年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月12日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第11号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、重度心身障害者の医療福祉費の支給について、茨城県が本年4月1日から支給対象者を拡大することに伴い、所要の改正をするものであります。

審査に当たり、委員からは、マル福制度拡大に関する議案が茨城県において否決された場合でも牛久市議会で議案が可決されれば支給対象となるのか、議案が可決された場合の対象者への周知方法、また制度の開始が予定されている4月1日までに医療機関を受診した場合にも支給対象となるか質疑がなされ、市執行部からは、県議会において条例が否決され牛久市議会において可決された場合は市の単費による支給を行うことになる。対象者への周知方法としては、個別に通知するほか6月1日発行の広報うしくに制度改正の案内を掲載する予定となっている。今回の制度拡大に関しては、申請までの期間に1か月ないし3か月の猶予期間を設けており、その期限内に申請があれば4月1日に遡って認定していくとの答弁がありました。

議案第12号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、施設に義務づけられている重要事項の書面掲示に加え、インターネットへの掲載を義務づけるよう改正する

ものであります。

審査に当たり、委員からは、重要事項のインターネットへの掲載期限、施設の職員数に変動があった場合の掲載更新の義務について質疑がなされ、市執行部からは、インターネットへの掲載の義務づけについては令和6年4月1日からの施行となっているが、県内各市町村の情報公表が「ここdeサーチ」において既にされているのであれば掲載義務を満たしていることになる。職員数に変動が生じたときは、基本的に更新することになるとの答弁がありました。

議案第13号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、3年に一度の介護保険事業計画の見直し時期であることから、牛久市介護保険運営協議会の審議結果を踏まえ、令和6年度から3年間の介護保険料の基準額を据え置くとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料所得段階区分を9段階から13段階へ改めるものであります。

審査に当たり、委員からは、介護保険事業計画の9期改定に当たりパブリックコメントを実施した際の意見の内容、9期改定に伴う牛久市の施設整備の今後の状況について質疑がなされ、市執行部からは、パブリックコメントの際に寄せられた意見は、65歳以上を一くくりに高齢者とするのはいかなものかとの意見、営利団体が介護事業を実施することで利用者の経済的負担が大きいと感ずることから行政による支援事業実施が必要ではないかとの2つの意見がありました。1点目の意見に対しては、65歳以上を高齢者とするのは国としての位置づけであるため御理解いただきたいとの回答を行い、2点目の意見に対しては、介護事業は基本的に民間事業者が事業実施しているとの回答を行いました。施設整備の今後の状況については、介護保険運営協議会において特別養護老人ホームに併設のショートステイを10床減らし、特別養護老人ホーム本体に10床を増やす内容の施設整備を行う結論になったとの答弁がありました。また、委員からは、改正により保険料が増収となるが、増収分を低所得者の負担軽減に充てるべきとの意見がありました。

議案第14号は、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第14号から議案第17号までは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、重要事項の掲示に関する規定及び身体的拘束に関する規定等の改正を行うものであります。

議案第15号は、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第16号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

審査に当たり、委員からは、牛久市内の介護施設における不適切な身体拘束の事例の有無について質疑がなされ、市執行部からは、身体的拘束そのものではないが、過去に市内の施設において虐待が疑われる事案について調査するため実際に職員が施設を訪問し調査を行った事例が1件あったが、虐待までは認められなかったとの答弁がありました。

議案第17号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第34号は、財産の無償譲渡についてであります。本件は、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間が令和5年度末で終了することに伴い、ワクチンの保存用として国から当市に譲渡された冷凍庫が不要となったため、牛久市医師会、牛久市商工会及び筑波大学に無償譲渡するものであります。

審査に当たり、委員からは、譲渡先はどのような方法により募ったかとの質疑がなされ、市執行部からは、国からも活用する方法について案が示されているが、まず庁舎内における活用について検討を行った結果、活用は難しいとの判断から、次に牛久市医師会や牛久市商工会に対して物品等の保管に活用できないか相談したところ、医師会へ4台、商工会へ4台を譲渡することが決まったが、譲渡先が決まらなかった1台については、筑波大学の准教授の方から譲り受けたいとのメールが届き、それに応え譲渡を決めたとの答弁がありました。

意見書案第1号は、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出についてであります。本件は、乱用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を若者へ販売する際に、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に対面かオンライン通話での販売を義務づけること、販売に際しては副作用などの説明を必須とし、販売記録等が確認できる環境の整備や必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えることなどを政府に対して求めるものであります。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第11号、議案第12号、議案第14号ないし議案第17号及び議案第34号は全会一致により、議案第13号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第1号については、全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

閉会中の継続調査については、ケアラー・ヤングケアラーの支援について及び児童発達支援センターについての2項目を引き続き本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出を行いました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

---

令和6年3月22日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

## 環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第9号	牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第30号	市道路線の認定について	原案可決
議案第31号	市道路線の路線変更について	原案可決
議案第32号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第35号	牛久市・阿見町斎場組合理約の一部を改正する規約について	原案可決
請願第1号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	不採択

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和6年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月12日、委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第9号は、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、条例第6条の処分条項に第6号として「商業地域の活性化並びにまちの賑わい及び活力の創出につながる企業の立地促進に資する措置」を追加するものであります。

審査に当たり、委員からは、ひたち野地区の商業地域の中で容積率、建蔽率の見直し等についての考えがあったのかが質疑され、市執行部からは、今回の補助金制度の創設に当たって容積率、建蔽率の改正については考えていないとの答弁がありました。

議案第30号は、市道路線の認定についてであります。本件は、市道3513号線については、結束川の整備により既存市道が分断されるため、もともとの路線を変更し残った部分を新たに市道認定し、市道3514号線、市道3515号線は、国道6号バイパスの開通に伴い機能補償道路として新たに市道認定するものと分断された市道の残った部分を新たに市道認定するものであります。

議案第31号は、市道路線の路線変更についてであります。本件は、市道1438号線から1442号線、市道2388号線の合わせて6路線が、国道6号バイパスの開通に伴い起点終点が

変更になるため路線を変更し、市道1538号線は、結束川整備に伴う市道の分断により路線の変更を行うものであります。

議案第32号は、市道路線の廃止についてであります。本件は、市道691号線については、もともと県の所有であり県が払下げを行うために市道を廃止、また、国道6号バイパスの開通に伴い市道1434号線、市道1633、1634号線の3路線は、国道6号バイパスの用地の中に吸収されるため廃止するものであります。

議案第35号は、牛久市・阿見町斎場組合の規約の一部を改正する条例についてであります。本件は、牛久市また阿見町で受領した寄附金や補助金のうち、用途について寄附者の意向が斎場運営への活用であった寄附金や斎場の運営設備等に対して交付される補助金について当該寄附金等をうしくあみ斎場の運営費として充当できるよう、条文の改正を行うものであります。

請願第1号は、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願であります。本件は、最低賃金の引上げについての議論を深め、請願事項の実施を求める意見書を採択し、政府および関係機関に意見書を提出することを求める請願であります。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第9号、議案第30号ないし議案第32号並びに議案第35号は、全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案どおり可決するものと決定いたしました。請願第1号は、賛成者なしにより、不採択と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、柳井予算常任委員長。

令和6年3月22日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会  
委員長 柳 井 哲 也

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第19号	令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）	原案可決
議案第20号	令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第21号	令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決

議案第22号	令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)	原案可決
議案第23号	令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第24号	令和6年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第25号	令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	令和6年度牛久市下水道事業会計予算	原案可決

〔予算常任委員長柳井哲也議員登壇〕

○柳井哲也 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和6年3月7日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第19号 令和5年度牛久市一般会計補正予算(第9号)

議案第20号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

議案第23号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第24号 令和6年度牛久市一般会計予算

議案第25号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第26号 令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第28号 令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第29号 令和6年度牛久市下水道事業会計予算

以上、11件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月13日、14日、18日、19日の4日間にわたり委員会を開催し、うしくグリーンファーム及び栄町保育園の現地視察を行うとともに、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

議案第19号ないし議案第23号の5件は、令和5年度各会計の補正予算であります。

はじめに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管について、委員からは、幼児2人同乗用自転車購入補助金に係る実績及び補助の内容について質疑がなされ、市執行部からは、今年



度は現在のところ4件であり、購入費の2分の1相当額について4万円を上限として補助しているものであるとの答弁がありました。

また、財政調整基金の運用方法の変更内容について質疑がなされ、市執行部からは、財政調整基金及び公共施設等総合管理基金の設立基金残高の一部について、満期時期を銀行側に決める権利を与える代わりに通常よりも高い金利を受けることができる満期特約型仕組み預金、いわゆるマルチコーラブル預金に変更したものであり、基金のより有利な方法かつ安全な方法であることから、預金形態を変更したものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、ひたち野うしく小学校プール開放利用負担金が1,457万円の減額になった理由について質疑がなされ、市執行部からは、コロナ禍による3年間の休止期間を経て再開となったが、平日の日中は学校のプール授業を優先するため一般開放は夜間及び土日祝日となっている。1日当たり100人ほどの利用を見込んでいたが、実際は30人ほどの利用であった。少人数の利用でも安全面から人員の確保など維持管理費は変わらないため、チラシ配布による利用促進や教室の開催、月会費などの歳入が増収となる方策を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、障害者相談支援事業や生活困窮者相談支援事業における消費税の取扱いにおいて、修正申告が可能な平成30年度から令和4年度について修正申告を行うとのことであるが、令和5年度の消費税についての扱いました国に対して延滞税の減免を求める考えについて質疑がなされ、市執行部からは、市から社会福祉協議会へ委託している事業は年度末に精算となるが、令和5年度は精算に至るまでの委託事業費の変動により消費税相当額を賄えることを確認している。国に対して延滞税の減免を求めている自治体もあることは承知しているが、消費税及び延滞税の納税義務者は社会福祉協議会であるため、市が消費税及び延滞税相当分を社会福祉協議会へ支払うことにより補填していくとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について、委員からは、空き地の雑草除去の業務委託について質疑がなされ、市執行部からは、土地所有者からの受託料により空き地において作業するもので、1平方メートル当たり86円で請け負い、市内11社の植栽業者が約400件の土地の除草作業を行っている。合計で約8万5,000平方メートルある。また、委託を受けていない空き地の雑草除去の苦情が大変多くなっており、令和4年度の苦情相談件数は約300件ほどである。相談を受けた場合は、現地を訪問して写真を撮影し、所有者を調査して写真つきの除草依頼文書を送付しているが、改善が見られない場合は再度指導書を送付している。それでもなお放置され冬を迎える状況もあり、枯れ草火災が発生する危険性もあるため、消防署に依頼して消防署からも指導書を送付している状況であるとの答弁がありました。

議案第24号ないし議案第29号の6件は、令和6年度各会計予算であります。

はじめに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管について、委員からは、財政調整基金の運用や活用、適正な管理運営に努めることを内容とする総務省から発出された事務連絡を受けた財政調整基金の運用等の考え方について質疑がなされ、市執行部からは、市民サービスの低下につながらないことを第一に考え、基金の適正な管理活用を図りながらこれまでも予算を編成

していることから、今後においても基金の積立て及び取崩しのバランスを考慮し、決算統計上の各種指標等も考慮しながら基金の活用を図るとともに適正な管理運用を図っていききたいとの答弁がありました。

また、委員からは、市役所のデジタルトランスフォーメーション推進のための取組の内容と想定される効果について質疑がなされ、市執行部からは、DX推進事業としてRPA、AI-OCR等の業務効率化ツールや電子入札の導入、用途地域等規制状況及び下水道台帳のホームページ閲覧化などを予定しており、これにより利用者が来庁することの負担軽減と利便性の向上を図るとともに、業務効率化を進めることにより職員のマンパワー不足の解消を図り、これまで以上に行政サービスの向上が図られることが期待されるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、牛久シャトーの植栽管理を市が行うことにした経緯について質疑がなされ、市執行部からは、牛久シャトーの植栽については、これまでも多方面から意見が寄せられており、現在も牛久シャトー株式会社が自ら行うだけではなくボランティアや市内の行政区関係の方に花壇活動などをしていただいている状況ではあるが、現時点において牛久シャトーの敷地全体を管理することはできていない。また、現在の牛久シャトー株式会社の現状を考えると、資金的、人力的な余裕も認められない状況である。しかし、現在の状況のままでは牛久シャトーにとって決して有益とは言えないことから、市が植栽管理費用の予算を計上し、市の事業として植栽管理を行い牛久シャトーの美観維持に取り組むものであるとの答弁がありました。

そのほかに委員からは、庁舎に係る非常用電源整備工事の内容と燃料となる軽油の保管可能期間について質疑がなされ、市執行部からは、災害等により電力供給が止まった場合において、庁舎の機能を維持するために72時間発電ができる非常用電源を整備するものであり、その燃料として軽油を5,000リットル貯留するタンクを併せて設置するものであり、燃料となる軽油はタンク内で6年間は品質が保証される見込みであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について、委員からは、運動部活動の地域移行の現状や今後の予定、保護者の利用料の負担の状況について質疑がなされ、市執行部からは、令和5年度はモデル事業として野球、サッカー、女子バレーボールを実施している。6年度は市内中学生にアンケートを実施した結果、一番人気があったバドミントンを追加する。市内中学校にはバドミントン部はないが、地域移行は既存の部活動を学校から地域に移行するだけでなく土日にスポーツをする場を提供するものでもある。また、保護者の利用料金の負担について、完全移行後は受益者負担が必要となる。現在はモデル事業として国からの補助金を活用することにより保護者負担を抑えており、毎月1,000円で約3回活動を実施している。学校外の活動のため保険への加入が必要になるが、現在保険料は国の補助を活用しているため保護者の負担はないとの答弁がありました。

また、委員からは、学校給食の無償化に伴う食材費などの市の負担及び小学校における無償化の実施時期について質疑がなされ、市執行部からは、市の負担となる食材費は、令和6年度の中学校生徒数の見込みで約1億1,747万円、小学校も無償化にすると約1億9,948万円、合計で3億1,695万円。小学校における無償化の実施時期については現段階では未定であり、国の動向や新たな補助金、財政の見通しなど財政部門と協議の上、時期を検討していきたい

との答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について、委員からは、住居確保給付金事業に係る予算が前年度に比べ36万円の減となっている理由と、経済的困窮者に対する給付事業の積極的な案内について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度が25件、3年度が9件、4年度が2件、今年度については現在のところ支給決定の実績がない状況であり、このような事業実績を基に令和6年度予算は7件分に相当する予算額を計上している。社会福祉協議会へ委託している生活困窮者自立支援相談事業の中で、相談を受けた際に何が生活を困窮させているのか総合的に判断し必要な支援の案内をしており、そのうちの支援の一つとして住居確保給付金事業の案内をしているとの答弁がありました。

また、委員からは、長寿をたたえる事業において令和5年度から各行政区への交付金を廃止し、市から直接お祝いのメッセージとクオカードを郵送するようになった理由について質疑がなされ、市執行部からは、敬老行事を行いお祝いしてあげたいが、行事の実施に当たっては負担が重く対応し切れないとの御意見、行政区で対応し切れないので市が主体となって実施してほしいなどの御意見が行政区役員の方から寄せられたこと、そのほか行政区未加入者を対象から除外したり行政区によってお祝いの品に若干の差が生じているのは同じ市民であるのに公平性に欠けるとの御指摘もあった。そういった課題を踏まえて実施手法を変更したとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について、委員からは、有害虫等を駆除する補助金の対象やスズメバチが発生した場合の対応状況について質疑がなされ、市執行部からは、対象となるのは市内に所在する土地もしくは建物を所有、使用管理または賃借する個人となっている。スズメバチの巣の駆除費の2分の1相当額について5,000円を上限として補助をしている。令和5年度までは年間1回のみとしていたが、来年度からは複数回申請が可能となり、また、申請期間も巣が発生してから1か月以内としていたが、年度内であれば申請可能とするような改正を予定している。また、個人以外の通学路や行政区の管理等で巣が発見された場合は、緊急対応費として9万9,000円予算を計上しており、通学路でのスズメバチ駆除を今年度は3件対応しているとの答弁がありました。

また、委員からは、中小企業退職金共済制度加入促進補助金の実績について質疑がなされ、市執行部からは、中小企業の従業員の方が退職金共済契約を締結していただき、12か月以上掛金を納付した方を対象として掛金の一部を補助するものである。実績については、令和元年度は44社110名、補助金は79万2,000円、令和2年度は33社66名、47万5,200円、令和3年度は32社66名、47万5,200円、令和4年度は37社101名、72万4,800円の補助金の支出となっているとの答弁がありました。

次に、介護保険事業特別会計について、委員からは、介護保険事業計画の9期改定では所得段階区分が9段階から13段階に細分化されることになるが、それらによる保険料の増加額について質疑がなされ、市執行部からは、軽減の影響と新たな階層を設けることなどによる影響等を考慮して計算するとおよそ5,650万円の増額となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計について、委員からは、当会計の令和7年度以降の収支に

関するシミュレーションについて質疑がなされ、市執行部からは、令和7年度の保険料について6年度と同額であるため実際に上がるのは医療費の部分であり、医療費は1億円程度の増額になると見込んでいる。令和8年度以降については、75歳以上の人口が横ばいから下降してくる局面となるため、医療費についてもほぼ横ばいになる見込みであるとの答弁がありました。

次に、青果市場事業特別会計について、委員からは、令和6年度中に市営青果市場事業の方向性を示す指示があったとの答弁を受けて担当課として事業の民間委託等の考えについて質疑がなされ、市執行部からは、今後考えられる対応策としては、民間委託、指定管理者制度の利用等が考えられ、また今の市場用地は市道23号線という好立地であり、用地を売却して新たな場所に建てることも考えられる。さらに、経営努力によって運営の継続あるいは廃止という4つの方法が考えられ、総合的に考えて方針を示していくとの答弁がありました。

次に、牛久市下水道事業会計について、委員からは、下水道管の老朽化への対策について質疑がなされ、市執行部からは、ストックマネジメント計画を基に粛々と進めていく予定である。令和6年度は、JRの横断部や国道6号の横断部、そのほか刈谷町などで実施したカメラ調査を踏まえて、改修に向けての実施設計や第2つつじが丘のカメラ調査を行う予定である。また、ポンプ場の機械や電気設備の更新も予定しているとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第19号、議案第20号、議案第22号ないし議案第24号及び議案第26号は全会一致により、議案第21号、議案第25号及び議案第27号ないし議案第29号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で、予算常任委員長の報告は終わりました。

これにて、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 反対討論、10番、日本共産党、大森和夫です。

議案第13号、牛久市介護保険条例の一部改正、議案第14号、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、議案第25号、令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、議案第27号、令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算、議案第28号、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第29号、令和6年度牛久市下水道事業会計予算。

討論に入る前に一言申し上げます。

一般会計については、全てに賛成するものではありません。しかし、長年の住民要求である学校給食費無償化が令和6年度から中学校で実現することや、子供の医療費窓口負担無償化が令和7年度から実現に向けて、令和6年度はシステム改修予算が計上されました。

一方で、見直しということで住民サービス削減が行われました。精神障害者の自立支援医療費の医療の診断費助成81万円、生活習慣病を予防するため健康ウォーキング40万7,000円など。また、イルミネーション事業は前年度予算と同額420万円が全額の削減などあり、消極的な賛成です。

それでは、反対討論を行います。

被保険者や利用者への値上げによる議案に対して反対するものです。

初めに、国民健康保険事業では、2018年4月から財政運営が都道府県単位となり、保険税は県から金額を示され納付します。国保の加入者は、自営業者、農業者や無職、フリーランス、比較的所得の少ない方が多いという構造的課題を抱え、被保険者には高齢者も多いために保険給付費が増加するために国、県の負担なしには運営できない制度です。被保険者数も社保加入により減り1万6,000人台となっています。その中で、国民健康保険法施行令の一部改正により賦課限度額が104万円から2万円引き下げられており、個人負担を課すものです。

次に、介護保険については、第9期の介護保険料の条例改正と介護保険事業会計ですが、準備基金から約8億円を取り崩し第5段階の基準額5,000円に据え置きました。一方で、所得階層を9段階から国の示す13段階に拡大し所得金額の要件や基準額に対する割合を変更した結果、保険料減額は3つの階層、同額は3つの階層、増額は7つの階層となりました。階層の拡大は応能負担と言いますが、合計所得金額125万円の第6段階は、今までが年額6万9,000円だったものが同じ段階で合計所得金額120万円に引き下げた結果、保険料は年額7万2,000円となり3,000円の値上げとなります。年額120万円が高い金額でしょうか。月額にすれば10万円で年金収入が大半の高齢者に負担を課す内容となっています。

また、議案第14号では、牛久市指定居宅介護支援等に関する条例改正ですが、国の改正であってもケアマネジャーの受持ち件数は増やされます。35件から44件となり、現在でも事業所の人員不足が深刻となっている中で利用者への影響は大きいと考えます。

続いて、後期高齢者医療事業会計については、令和6年、7年度の保険料改正が県後期高齢者医療連合で決まりましたが、年金収入が大半の高齢者に負担を課す内容となっています。しかも、出産育児一時金への負担増、年間1人当たり約690円を保険料に上乗せはすべきではありません。

さらに、下水道会計では、4月からの使用料金の値上げが含まれた予算となっています。基本

料金が、1000円から1,300円と平均で約30%と大幅な値上げになります。低所得者や独り親世帯などへの軽減措置もない中で、下水道は社会インフラであり市民負担が大幅に増加、生活への影響は計り知れません。

以上のことから、議案第13号、議案第14号、議案第25号、議案第27号、議案第28号、議案第29号に反対するものです。

議員各位に御賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策等の拡充を求める意見書採択の請願書に対する賛成討論を行います。

請願項目にあるように、全国一律の最低賃金制度と最低賃金の引上げは、労働者が安心して働ける雇用環境をつくる上で下支えとなるものであり重要な施策です。全国では、中小企業の99.7%、小規模企業だけでも85.1%と極めて重要な社会的地位を占めています。雇用の7割を支え、日本経済を牽引する力であり社会の主役です。また、日本経済の行き詰まりを変えるためにも、中小企業が生き生きと活躍できる基盤をつくることが不可欠です。そのためにも中小企業の賃上げ支援は待ったなしです。

しかし、物価高騰等で先行きが不透明な下で先に賃上げの余力を確保するのが難しいのが多くの事業所の実態であります。月々の社会保険料軽減等の直接支援のほうがよほど実効的であると事業者からも求められております。政府では、中小企業向け最賃引上げ支援策の業務改善助成金を23年度補正予算、24年度の当初予算に計上しましたが、賃上げと設備投資が必要条件で、この制度は賃上げの直接支援とはいえません。

中小企業者に対する税金と社会保険料の負担軽減などを行い、全国一律で最低賃金を引き上げることが喫緊の課題です。よって、請願書に賛成をするものです。

議員各位に御賛同をお願いいたし、賛成討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。15番水梨伸晃議員。

〔15番水梨伸晃議員登壇〕

○15番 水梨伸晃 議員 請願第1号、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書について、反対の立場から討論をいたします。

請願項目1については、我々日本維新の会は地方分権を政策としておりますので、最低賃金についても地域の実情に応じた決定が地方によってなされ、経済の活性化を図ることが望ましいと考えます。

また、請願項目2については、職業訓練などを充実させ成長分野への人材の移動を促すほうが有益と考えること。

請願項目3については、物価高の中、生活給の観点から本県の最低賃金を時給1,000円程度に引き上げることは望ましいと考えるものの、それ以上の引上げについては過度な賃上げによる企業の倒産やそれにより雇用の場が失われる事態を避けるためにも現段階では経済状況を慎重

に見極めるべきと判断し、請願第1号について反対とさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第7号ないし日程第29、議案第35及び日程第30、議案第38号の30件、日程第31、意見書案第1号の1件並びに日程第32、請願第1号の1件について順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第7号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、牛久市学校給食費条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、牛久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押



してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第9号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第21号は委

員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、令和5年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、令和6年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第27号は委

員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和6年度牛久市下水道事業会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第33号は委

員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、財産の無償譲渡について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）の防止対策の強化を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

次に、請願第1号、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

**○諸橋太一郎 議長** 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時46分休憩

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程33、議案第39号を議題といたします。

○

議案第39号 牛久市副市長の選任について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 現在上程しております議案に加え、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第39号は、牛久市副市長の選任についてであります。

本件は、現在不在となっております副市長について、令和6年4月1日より鷹羽伸一氏を選任しようとするものであります。

鷹羽氏は、長きにわたり茨城県の職員として職務に精励し、教育庁総務企画部長等の要職を歴任し、その行政手腕と円満高潔な人格は高く評価されており、牛久市の行政責任者として適任であると確信し、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、今回の選任による鷹羽氏の任期は、令和10年3月31日までとなります。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で、議案第39号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第39号についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議案第39号、牛久市副市長の選任について、本案は、これに同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第39号はこれに同意することに決定いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

---

午後1時16分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第34、議員提出議案第1号、牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○

議員提出議案第1号 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番藤田議員。

[3番藤田尚美議員登壇]

○3番 藤田尚美 議員 議員提出議案第1号、牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

去る1月に開かれました令和6年第1回牛久市議会臨時会におきまして、牛久市部等設置条例の一部が改正されたことに伴い、牛久市議会委員会条例第2条の一部を改正する必要が生じました。

つきましては、「文化財の保存」に関する所管を教育文化常任委員会所管から環境建設常任委員会に移すものであります。また、併せて商工業と規定していた文言を商工・観光業に改めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 以上で、議員提出議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号の1件について採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドブックに表示された会議ボタンを押して会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議員提出議案第1号、牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議員提出議案第1号は可決されました。

次に、日程第35、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブック掲載のとおり閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第36、教育文化常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、教育文化常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブック掲載のとおり閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第37、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、保健福祉常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第38、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

○

閉会中の事務調査の件

○諸橋太一郎 議長 本件は、サイドブックス登載のとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

本案は、各委員長の申出のとおり閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は、各委員長の申出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和6年第1回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後1時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太 一 郎

署名議員 山 本 伸 子

署名議員 小松崎 伸